

岩倉市デイジー図書再生機貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、デイジー図書再生機（デジタル方式の録音図書を再生する機器をいう。以下同じ。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 デイジー図書再生機を貸し出す対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であって、デイジー図書再生機の利用を必要とするもの
- (2) 市内の心身障がい者福祉団体
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(申請等)

第3条 デイジー図書再生機の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、岩倉市デイジー図書再生機貸出申請書兼誓約書（様式第1）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、デイジー図書再生機の貸出しを許可するものとする。

3 市長は、前項の許可をしたときは、岩倉市デイジー図書再生機貸出許可書（様式第2）を申請者に交付するとともに、デイジー図書再生機を貸し出すものとする。

(費用等)

第4条 デイジー図書再生機の利用料は、無料とする。

2 貸出しを受けることができるデイジー図書再生機の台数は、1人又は1団体につき1台とする。

(貸出期間)

第5条 デイジー図書再生機の貸出期間は、貸出しを受けた日から30日以内とする。

(転貸の禁止)

第6条 第3条第2項の規定により貸付けの許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、貸出しを受けたデイジー図書再生機を利用者以外の者に貸し出してはならない。

(損害賠償)

第7条 利用者の故意又は過失によりデイジー図書再生機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、利用者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、市長は、賠償を免除することができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月4日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

岩倉市デイジー図書再生機貸出申請書兼誓約書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所

氏名

(団体の場合は団体名・代表者氏名)

電話番号

岩倉市デイジー図書再生機貸出要綱第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
対象者	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者であって、デイジー図書再生機の利用を必要とするもの <input type="checkbox"/> 市内の心身障がい者福祉団体 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認めるもの
利用に関する誓約書	岩倉市デイジー図書再生機貸出要綱に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。 1 許可を受けた利用期間を厳守し、利用終了後、速やかに返却します。 2 貸出しを受けたデイジー図書再生機を、第三者へ貸し出しません。 3 貸出しを受けたデイジー図書再生機を、通常の用法通りに使用し、適切に管理及び保管をします。 4 故意又は過失によりデイジー図書再生機を破損し、汚損し、又は紛失したときは、その損害の賠償責任を負います。 5 上記のほか、デイジー図書再生機貸出要綱を遵守し、かつ、市の指示に従い使用します。

様式第2（第3条関係）

岩倉市デイジー図書再生機貸出許可書

年 月 日

様

岩倉市長

岩倉市デイジー図書再生機貸出要綱第3条の規定により、次のとおり貸出しを許可します。

- 1 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 その他 利用に関する誓約書記載事項を遵守すること。